

南阿蘇村母子父子医療費助成制度について

南阿蘇村では、母子・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、健康保険の診療対象となった場合の自己負担金(3割)の3分の2を助成しております。

令和7年4月診療分から受給対象者の方の負担軽減と、さらなる利便性の向上を踏まえ、これまでの償還払方式による助成に加え、現物給付方式による助成を開始します。

◇現物給付方式について

健康保険の種類	支払方法	医療機関窓口での徴収額
国民健康保険 社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	現物給付方式 医療機関窓口では母子父子医療費助成後の自己負担額まで支払う。	(自己負担額) 一部負担金の3分の1に相当する額 ※「南阿蘇村母子父子医療費助成受給資格者証」の確認をお願いします。 (公費負担番号の記載があります。)

医療機関窓口では、保険診療の一部負担額の3分の1の額(10円未満は四捨五入した額)まで徴収し、保険診療の一部負担額の3分の2の額(小数点以下は切り捨てた額)を、医療機関等から審査支払機関に請求していただくこととなります。

ただし、以下の場合は現物給付の対象ではありませんので、通常の保険診療等の取扱いをお願いします。

- ・窓口で受給者証の提示がない場合
 - ・1か月に、ひとつの医療機関(入院・通院別)で一部負担金が21,000円(診療点数の総点数が7,000点)以上の場合
 - ・県外の医療機関等を受診した場合
- ※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
- ・保険適用の治療用装具(治療用眼鏡)
 - ・医療機関以外の治療で保険適用のもの(整骨院等)
 - ・70歳以上
 - ・他公費併用の場合

◇医療費助成の対象とならない場合

- ・健康保険の適用外(入院時の食事代・室代差額、健診代、予防接種、交通事故等により賠償の対象となっている場合など)
- ・生活保護その他の法令等により医療費の給付を受けることができるとき

◇請求の方法

母子父子医療のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

【公費負担番号】 83.43.191.6

関係機関連絡先

レセプトに関するお問い合わせ

【社会保険分について】

社会保険診療報酬支払基金 九州審査事務センター熊本分室

〒860-8533 熊本市中央区本荘町667-1

電話:096-364-0105 FAX:096-364-9685

【国民健康保険分について】

熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号

医科審査課 電話:096-365-1383 歯科調剤審査課 電話:096-365-1491

南阿蘇村母子父子医療費助成に関するお問い合わせ

南阿蘇村役場 住民福祉課 福祉係

〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705番地1

電話:0967-67-2702(課直通) FAX:0967-67-0115